

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		博物館の登録の取消し
根拠条例・規則等名		博物館法
条 項		第 19 条第 1 項
所 管 部 課		教育委員会 生涯学習部 文化財保護課（電話：048－829-1723）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>登録に係る博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。</li> <li>2 法第 15 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</li> <li>3 法第 16 条の規定に違反したとき。</li> <li>4 第 17 条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</li> <li>5 法第 18 条第 2 項の規定による命令に違反したとき。</li> </ol>
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定 令和 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		